

Title	ハプスブルグ帝国と重商主義：マリア・テレジアとヨーゼフ2世の経済政策
Sub Title	Die Habsburgermonarchie und der Merkantilismus
Author	倉田, 稔
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1978
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.71, No.5 (1978. 10) ,p.817(189)- 831(203)
JaLC DOI	10.14991/001.19781001-0189
Abstract	
Notes	遊部久蔵教授追悼特集号 論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19781001-0189

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ハプスブルグ帝国と重商主義

—マリア・テレジアとヨーゼフ2世の経済政策—

倉 田 稔

はじめに

1. 前提：戦争と国家財政
2. 行政改革
3. 産業奨励政策
4. 農民保護・農民解放政策
5. 関税改革
6. 貿易政策

結語 ハプスブルグ帝国の重商主義あるいはカメラリスムスの総括

はじめに

ハプスブルグ帝国⁽¹⁾ Die Habsburgermonarchie は、その始祖ルードルフ1世（即位1282年）以来、第1次世界戦争における休戦——事実上の軍事的敗北——（1918年）により崩壊するまで六百年にわたり、支配を続けた大帝國である。同帝國は、近代資本主義的発達をとげつつあった時代に、中欧あるいは東・中欧を支配していた⁽²⁾。本稿の目的は、ハプスブルグ帝國における資本主義の発達、言葉をかえれば、中欧あるいは東・中欧の近代資本主義発達⁽³⁾の考察である。

帝國の近代資本主義発達史は、三つの重要な時期に区分される。第1の時代は、重商主義の時代である。近代資本主義の端緒が形成され、ここに重商主義政策、ヨリ正確に言えばカメラリスム⁽⁴⁾が採用された。女帝マリア・テレジア⁽⁵⁾ (Maria Theresia 1717~1780, 在位 1740~80) とその長子ヨー

注(1) 矢田俊隆『ハプスブルグ帝國史研究』岩波書店、1977。政治史的研究がされている。

(2) 帝國はすでに1526~27年に中欧支配の基礎をすえていた。(cf. Robert A. Kann, *A History of the Habsburg Empire, 1526-1918*. University of California Press, Berkeley/Los Angeles/London 1974. 書評、本誌1977年8月、第70巻4号)

(3) ベレンドおよびラーンキ『東欧経済史』中央大学出版、1978年。

(4) Kameralismus, Kameralwissenschaft, Kameralistik, 時には Polizeiwissenschaft; cameralism, cameralistic science; 官房学。17~18世紀ドイツ、オーストリアに発達した重商主義の体系。Kamera とは、君主・諸侯の官房、小さな王国の台所、を意味する。イギリス、フランスの重商主義に較べ、国民国家、国内統一市場、世界貿易、植民地の、未発達、未形成などにより、領邦領主中心の富国政策とその思想となる。古典的政治経済学のでる基盤がない。

(5) Maria Theresia に関する定評ある研究書として、
Alfred von Arneth, *Geschichte Maria Theresias*, 10 Bde., Wien 1863-79.
Eugen Guglia, *Maria Theresia*, 2 Bde., München und Berlin 1917.

(6)
セフ2世 (Joseph II. 1741~90. 在位1780~90) の時代が、その頂点をなす。第2は、1848年のオーストリア・三月革命を契機とし、オーストリア資本主義が本格的に発展を始めた時期、1850年以降である。すなわち産業革命がこの帝国でもようやく展開するのである。第3は、帝国の自由主義的な経済政策がおわり、資本主義が新しい傾向を示した時期、19世紀末葉以降ハプスブルグ帝国の没落まで、である。ここに金融・独占資本主義あるいは古典的帝国主義が成立するに至ったのである。

本稿では、このうち第1の時期の考察にかぎられる。この時代に、ハプスブルグ帝国の資本主義発展の型、あるいは特殊性が形成され、いわば、この帝国の資本主義の性質に、半ば運命的な軌道を敷くことになったのである。

1 前提：戦争と国家財政

マリア・テレジアが即位(1740)した時点のハプスブルグ帝国は、かのマクシミリアン (Maximilian) 1世の創りあげた世界帝国の時代に較べれば、もちろんその領土を縮小させていたが、11の民族を含み、合計25万平方マイルにわたる諸州を支配していた。それらは、次のごとくであった。(7)
(図1参照)。

ベーメン (Böhmen, ボヘミア, 現チェコスロヴァキアの西部) ; メーレン (Mähren, モラヴィア, 同じく現チェコスロヴァキアの中西部) ; いわゆるオーストリアの継承諸国 (ただしサルツブルグを含まず, 南チロルを含む) ; シュレジエン (Schlesien, シレジア) ; ハンガリー王国 (Königreich Ungarn, 現ハンガリーに, 東チェコスロヴァキア, 西ルーマニアを加える) ; クロアチエン=スラヴォニエン (Kroatien-Slawonien); それに加えて, エステルライヒェ・ニーダーランデ (現在のベルギー), フォ

Heinrich Kreschmayr, *Maria Theresia*, Leipzig.

Friedrich Walter, *Männer um Maria Theresia*, Wien 1951.

G. P. Gooch, *Maria Theresia and other Studies*, London 1951.

注(6) Joseph II に関する研究書として,

Wagemann, *From Joseph II to the Jacobin Trials*, London 1959.

E. Benedikt, *Kaiser Joseph II., 1741-1790*, Wien 1947.

Viktor Bibl, *Kaiser Joseph II.*, Wien 1934.

Fejtö, *Joseph II., Kaiser und Revolutionär*, Stuttgart 1956.

P. von Mitrofanov, *Joseph II., Seine politische und kulturelle Tätigkeit*, 2. Teile, Wien-Leipzig 1910.

Kopetzky, *Joseph und Franz von Sonnenfels*. Wien 1882.

Schlüter, *Die Regierung Josephs II. in den Österreichischen Niederlanden*, Wien 1900.

Wendrinsky, *Kaiser Joseph II.*, Wien 1880.

Bernard, *Joseph II.*, New York 1968.

Alfons Huber, *Die Politik Kaiser Josephs II.*, Innsbruck 1877.

Walter, *Die österreichische Zentralverwaltung. Die Zeit Joseph II. und Leopold II.* Wien 1950.

E. Winter, *Der Josephinismus und seine Geschichte*. Brünn-München-Wien 1943.

F. Maaß, *Der Josephinismus*. 5. Bde. Wien 1950-60.

以上のうち、いくつかは、静岡短大 足立氏より教わる。

(7) Erich Zöllner, *Geschichte Österreichs. Von Anfängen bis zur Gegenwart*, 5., vermehrte Aufl., Wien 1974. Karte IV.

ハプスブルグ帝国と重商主義

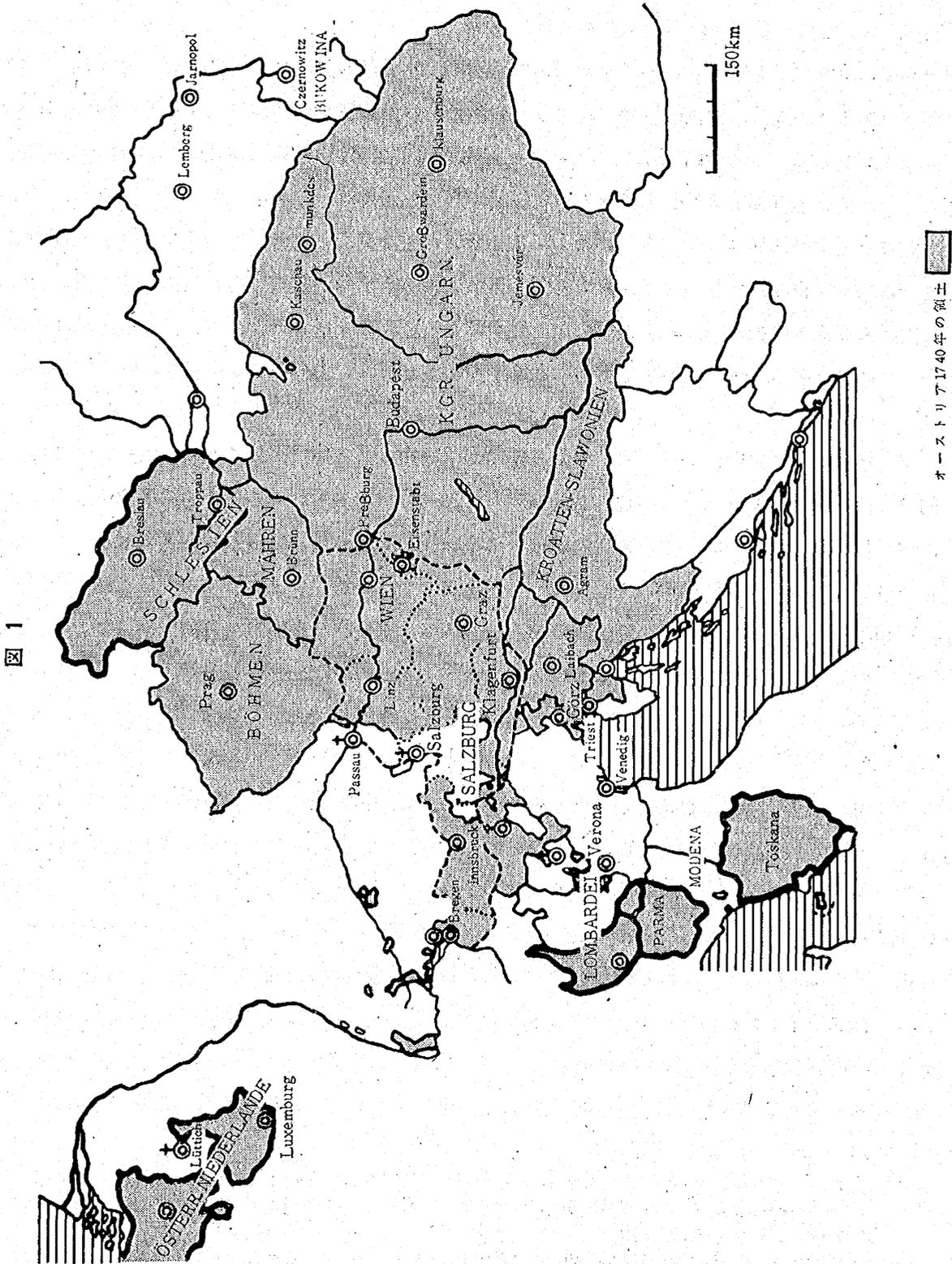


図 1

ルデル・エステライヒ、トスカナ (Toskana)、パルマ (Parma)、西ロンバルダイ (Lombardei, ロンバルディ) であった。ハプスブルグ帝国は、このために、歴史・経済・地理・文化的伝統・民族(人種)において異なる種々の領域を含んでいた。

オーストリア(すなわちハプスブルグ帝国)の絶対主義は17世紀中葉以来のものとして、とくに1700年ごろから帝国政府は国内統一に努めようとし、帝国の産業奨励政策はカール6世⁽⁸⁾(Karl VI. 在位1711~1740)によりはじめられた。ところで絶対主義化と産業奨励が果敢に押しすすめられたのは、カール6世の息女マリア・テレジアの治世以降であった。

かの女とその長男ヨーゼフ2世、そして次男レオポルト2世(Leopold II. 在位1790~92)時代のハプスブルグ帝国は、次のような点に特徴が見出される。すなわち、

封建制を徐々に失ない、官吏国家になりつつあること。全経済が国家に依存するようになったこと。カメラリズムが官吏の根本姿勢になりつつあること。以上の諸点であった。⁽⁹⁾

* * *

マリア・テレジアは、たしかに、帝国の臣民 Untertan あるいは人民、を愛したし、キリスト教的博愛精神を持っていた。しかし、これらがマリア・テレジアをして、新しい経済政策、富国政策に向かわせたのではない。その時代の政治・軍事状況が女帝に重商主義政策をとらせることを余儀なくさせたのである。

1740年にマリア・テレジアが即位した時、ハプスブルグ帝国は不安定で危険であった。まず、かの女の宿敵、プロイセンのフリードリヒ2世(フリードリヒ大王)は、女帝が若く(20歳台前半)未経験であるのに乗じ、1740年、ハプスブルグ国内でも豊かな土地であったシュレジエンに攻め入り、1741年には首都ブレスラウを占領した。この時バイエルン・フランス両軍もベーメンに進攻した。女帝はハンガリーに援軍を求め、イギリス・オランダも加勢したので、1742年にプロイセンと和平することができた。しかし、その際シュレジエンを割譲した(第1シュレジエン戦争)。フリードリヒはその後1744~1745年にも戦争(第2シュレジエン戦争)をおこしている。⁽¹⁰⁾

マリア・テレジアは、1753年にカウニッツ伯(Graf Wenzel Kaunitz 1711~1794, 在職1753~92)を帝国宰相に任命した。かれは1756年にフランスとの間に防衛同盟を結び、ロシアとの同盟(1756)によって、プロイセンを包囲した。フリードリヒ大王はこれに7年戦争(1756~63)をもって応え、プロイセンの勝利とともに1763年の和議で、オーストリアはシュレジエンを決定的に失なった。なお、かの女の治世の晩年に、後継の絶えたバイエルンをめぐって、1778~79年にプロイセンとバイ

注(8) 重商主義、すなわちヨーロッパ絶対主義時代の経済政策・経済思想は、オーストリアで、カール6世以前からすでにあったと Tremel は述べる。cf. Ferdinand Tremel, *Wirtschafts- und Sozialgeschichte Österreichs. Von den Anfängen bis 1955*, Wien 1969.

(9) Alois Brusatti, *Österreichische Wirtschaftspolitik vom Josephinismus zum Ständestaat*. Wien 1965.

(10) 進藤牧郎「オーストリア啓蒙専制主義」(岩波講座『世界歴史』17)

エルン継承戦争を戦っている。プロイセンとの軍事的対立は、19世紀にまでもちこまれる覇権争いであったし、ハプスブルグ帝国の浮沈にかかわっていた。マリア・テレジア治世の前半は、ほとんど戦乱に明け暮れた。

7年戦争の後、女帝は帝国内の統一とハプスブルグ領イタリアの保全、そしてシュレジエン喪失の補償に精力をそそぎ、かの女の任務は侵略者から帝国の遺産を断固として守りきることであった。⁽¹¹⁾かの女の帝国は、軍事的にもまた国家財政的にも絶望的な状態であった。財政はどれほどの危機におち入っていたのであろうか。トルコ戦争(1737~39)勃発前に国庫収入が4,000万グルデンであったが、1741年には半分に縮小した。国家負債は10,100万グルデンあり、それに対し8.7万グルデンの現金しかなかった。貴族の貢納はひどく後退し、イングランド銀行から32万ポンドの借入れがあった。諸戦争に対する出費は莫大であった。1737~39年のトルコ戦争は、2,000万グルデンに少し足りない出費であった。1741~48年にオーストリア継承戦争を戦い抜き、そのアーヘンの和約(1748年)の直後、マリア・テレジアは財政・軍事改革を行ない、10,800人の兵を軍隊に編入した。7年戦争では全体で26,000万グルデンかかり、その最後の1年(1763年)には4,500万グルデン出費したのに、帝国予算は2,350万グルデンであった。1767年までに国家負債は25,960万グルデンとなっていた。バイエルン継承戦争では3,000万グルデンの負債をおった。マリア・テレジアの死ぬ頃の国家予算は、7,000万グルデンであった。⁽¹²⁾かの女にとって、戦費による国家財政の破綻を立て直すこと、すなわち富国政策は、国家の命運にかかってきたのである。

2 行政改革

マリア・テレジアの時代の経済政策を考察するに先立って、その行政改革を見ておく必要がある。この時代の経済政策が、行政改革を通じて行なわれたからに他ならないからである。⁽¹³⁾

マリア・テレジアは、新しい中央集権的合議体である枢密院(Staatsrat; 国家会議)を1760年に創った。この任務は、「絶えず配慮して、宗教・法律・警察・信用 Kredit, などを堅持し、全継承国の工場育成と商業の、改善・拡大を熱心に務めること」⁽¹⁴⁾であった。このメンバーとして、カウニッツ以下計6名が任命され、女帝に対してのみ責任を負った。これに皇太子ヨーゼフ(後のヨーゼフ2世)が参画し、かれらの中でヨーゼフが最も影響力があった。枢密院が新設された原因は2点ある。第1に、財政である。7年戦争によって国家財政が悪化した〔既述〕。第2に、国家観あるいは女帝

注(11) Rickett, *Osterreich. Sein Weg durch die Geschichte*, 3. Aufl., Wien 1976.

(12) Institut für Österreichkunde, Hrsg., *Wirtschaftsgeschichte Österreichs*, Wien 1971, S. 105-8.

(13) 国政改革については、田熊文雄「十八世紀オーストリアにおける国政改革」(『西洋史学』XCVIII, 1975)。

(14) Hugo Hantsch, *Die Geschichte Österreichs*. 2. Bde., Zweiter Band, 4. durchgesehene und ergänzte Aufl., Graz Wien Köln 1968, S. 178.

の個性である。個人は全国家的意志と全体の福祉のために服すべきである、という観念がそれであった。これは後年ヨーゼフによって一層強力に代表された。

枢密院は、次の6つの機関を指導・監督した。1. die Vereinigte Hofkanzlei, 2. die Staatskanzlei, 3. die oberste Justizstelle, 4. die Hofkammer, 5. die Hofrechnungskammer, 6. der Hofkriegsrat である。

第6は、宮廷軍事会議であり、既存のものであったが、枢密院に監督されることとなった。第5の宮廷会計官房は、全支出を管理し、第4の宮廷官房は全収入を司どった。ともに財政官庁であり、相互に監督し合った。第3の最高裁判所ができたために、ここにはじめて司法と行政が分立した。

最も重要なものは、第1の合同宮廷政庁で、これは合同ベーメン・オーストリア宮廷政庁とも言われ、オーストリアとベーメン両州の共同行政機関であった。この根本原則は、とくに工業と商業で、両地方を常に緊密に結びつけることであった。同政庁は、計画・立法に専念するだけでなく、法の実施をも監視した。そして地方当局と貴族や宮廷各局の媒介となった。現代の内務省に相当する業務をすべて引受けたが、それらはたとえば、治安、警察、検閲、交通、道路改善、道路建設、産業、都市行政、であった。⁽¹⁵⁾

かつて、1754年に出された政令は、オーストリアの手工業と商業にとって重要なものであって、これによって、営業が2種に区分されていた。一方は、ポリツァイ・ゲヴェルベ(官憲営業)と呼ばれ、その販路が地方的需要を満たすもので、たとえば、肉屋、パン屋、飲食店、鍵屋、仕立屋、運送屋、石けん製造人、印刷屋などであった。他方は、コメルツ・ゲヴェルベ(商業営業)といい、大量生産されあるいは輸出されるもの、したがってふつう工業的に加工されるものであり、たとえば、繊維(商・工)業、金属加工、手袋造り、なめし屋、宝石屋、眼鏡屋、時計屋、行商人、画家、彫刻家などであった。前者のポリツァイ営業は、宮廷政庁の管轄であった。コメルツ営業は、1762年に新設された商業宮廷会議 ⁽¹⁶⁾ Kommerzhofrat に管轄された。

マリア・テレジア治世の初期に、従来諸州にあった商業委員会は更新され、商業とマニユファクチャー業務は一手に引き受けることにされた。1746年に、帝国で単一の「一般商業管理局」Universal-Commerz-Direktorium が作られ、それぞれの帝国直轄領にあった商業会議所 Kommerzienkonseß の活動は、この管理局と密接に結びつけられた。

かくて、経済政策にかんして、マリア・テレジアの時代の行政改革を見てみれば、あらゆる経済活動が、全帝國的な規模で集中的に管理・指導されようとしていることがわかる。

注(15) Gustav Otruba, *Die Wirtschaftspolitik Maria Theresas*. Wien 1963, S. 11.

(16) Zöllner, op. cit., S. 364.

3 産業奨励政策

マリア・テレジアとヨーゼフ2世は、啓蒙君主として知られている。かの女の経済政策の基礎は重商主義理論の即興的適用であった、と言われる。もちろんそれは、ドイツ的なカメラリスムスの理論である。かの女は、当時のオーストリア・カメラリストの意見を採用した。⁽¹⁷⁾

その啓蒙的性格において、ヨーゼフ2世を越える君主は、後にも先にもいないであろう。かれは、思想的にはフィジオクラートであった。重農主義(フィジオクラシイ)は、ケネー (François Quesnay, 1694~1774) に代表されるが、その主著『経済表』(1758)は、オーストリアでも注目されることとなった。この思想は、農業生産を経済の中心におく、自由主義であり、ヨーゼフ2世はオーストリアで最も忠実なケネーの思想的後継者であり、かつその実践家であった。かれは、モンテスキューを尊敬し、フランスでルソーに会っている。

ヨーゼフ2世は、その単独統治の時代に限らず、すでに、母マリア・テレジアとの共同統治の時代に、多くの政治・経済改革の強力な推進者であった。

この二人の君主の治世で、オーストリアは啓蒙絶対主義を迎えるのであるが、その経済政策のうちで最も「啓蒙」に値するものは、産業奨励政策と農民保護政策とであろう。

* * *

マリア・テレジアとヨーゼフ2世の産業奨励政策の根本的特徴は、上から von oben の工場設立ということにあった。すなわち宮廷による勧誘と奨励とによって工場設立を促がそうとしたのであった。帝国政府は、工場設立者にたいして、借款・免税その他の制度で優遇し、援助した。

工場設立の呼びかけに応じた者の多くは、貴族であった。ブルジョアジー、中間階級の企業家は少なかったのであって、これはオーストリア重商主義の重要な特徴をなしている。多くの産業企業家が貴族であった理由は、2つある。第1に、貴族が、自分の所領から不完全就業労働力と自然的利用資源を調達しやすい、という有利さをもっていた。第2に、貴族は宮廷と結びつき、または宮廷に近い位置にあったため、借款・補助金・認可を受けやすかったのである。

ハプスブルグ帝国の資本主義化の端緒は、貴族の「資本家」化によってもたらされたのであるが、かかる貴族のうち、とりわけベーメン貴族が多かった。帝国の資本主義発達史においてベーメンが最も経済的に発達していたのであるが、この点は、その重要因となっているし、ハプスブルグ経済

注(17) オーストリアのカメラリストについては、

Luise Sommer, *Die österreichischen Kameralisten in dogmengeschichtlicher Darstellung*. 2. Teile, Wien 1920-25.

オーストリアのカメラリストは、前期と後期とに分けられる。前期カメラリストに属するのは、H. J. Becher, W. v. Schröder, P. W. v. Hörnigk らである。後期カメラリストは、J. G. H. von Justi, J. von Sonnenfels らである。

の特色の1つをもなしている。企業家は、帝国内からだけでなく、その他に、ドイツ・オランダ・スイスからさえやってきて、企業設立に参加した。

労働力政策も、帝国政府が意を用いたところであった。職人や技術者を外国から好条件で迎え入れ、引き寄せた。西欧に較べてハプスブルグ帝国は技術的に後進であったから、西欧からの刺激を必要とした。工場主・技師・専門労働者が、イギリス・フランス・ラインラント(ドイツ)、スイス、イタリア、ベルギーからやって来た。これは工業労働力の供給増と技術導入とを合わせねらったものである。そして一方では、労働力の国外移住は制限した。政府はまた、技術学校を建て、技術養成の教員を育て、産業技術の改善を計った。この技術はとりわけ、紡績・織布・裁縫・レース作りであった。

最も重要な政策の1つは、新しい工場の創設に際して、ギルド(ツunft)による規制や監督を免除したことである。マリア・テレジア、ヨーゼフ2世およびその顧問たちは、経済的生産の飛躍の障害になるものをすべて排除しようとしたのであり、その際ツunftは、商業・工業上の労働の妨げとなるので、マリア・テレジアの下ではツunft強制は緩和され、ヨーゼフ2世の下では繊維業と銀産業についてツunftが廃止された。

このような、供給側の奨励とともに、同時に需要側の条件が変化した。まず政府それ自体でも需要が増大し、変化した。とくに軍隊・宮廷・官僚が主要なものであった。マリア・テレジア、ヨーゼフ2世は、強力な中央集権国家をうち樹てようとしたのであるが、そのことは必然的に多数の官吏を養成することになった。そして前述のように兵力も増強したのである。次に、帝国政府の中央集権化は、各州の統一化を伴ったし、関税(後述)、法・行政の改革によって、大量生産の可能性が生じ、工業(=マニュファクチャー)製品の需要が増大した。

この当時のオーストリアの大企業は、同じくドイツのそれが中産階級の需要に向けられていたのに対し、主に軍需品・奢侈品の生産に向けられていた。

帝国内の生産物の主要な品目を挙げておこう。アルプス諸州の優良鉄、フォアールベルクとウィーンの繊維品は、有力の輸出品目となった。⁽¹⁸⁾ベーメンとメーレンでも繊維業(亜麻布・羊毛・木綿)が最も躍動的産業となった。ベーメンでは、失なったシュレジエン州を償うべく、帝国政府と同州の商業会議所の指導によって、とくに産業が急速に発展させられ、前記3種の繊維業とガラス製精業が急成長し、輸出されたし、また陶器・磁器生産も発展した。

4 農民保護・農奴解放政策

農奴解放の先行形態として記憶されるべきものは、マリア・テレジアの農民保護政策、ヨーゼフ

注(18) ベーメンのマニュファクチャーについて、進藤牧郎『ドイツ近代成立史』(勁草書房、1968年)の第六・七章に事例と研究がある。

2世の農民解放令である。

たしかに、マリア・テレジア以前に、そして、かの女自身によっても賦役軽減の努力が行なわれているが、⁽¹⁹⁾はじめての広汎な賦役令 Robotpatent は、1772年7月6日のそれであった。それによれば、領民は定住地でのみ賦役の義務があり、領主は強制労働をやめさせられた。賦役は最高で週2～3日に制限され、領主は結婚承認権を失ない、領民は自由意志で結婚することができるようになった。過大な農場や牧場は分割され、領主が農家の地所を押収すること、すなわち農民を追放することは、禁止された。小作地は農民に売ってもよくなった。もっとも農民には、土地を買い取る金が大抵はなかった。

晩年のマリア・テレジアは農民解放を試みようとしたが、領主 Grundherr 階級の抵抗によって成らず、いわゆる農民保護にとどまった。かかる農民政策を強く押しすすめようとしたのは、女帝の長子ヨーゼフであって、二人の共同統治時代に、農民保護政策が進められたのである。

ヨーゼフ2世の農民政策は、一層革命的であった。女帝の死後、急進的啓蒙主義者ヨーゼフは、単独で執政することができたのである。かれは、1781年11月1日のウンターターネン・パテント (Untertanenpatent) で、隷従性 Leibuntertanigkeit を廃止した。すなわち農民解放令を布告したのである。それによれば、農民は領主の恣意から逃れられ、定住することができ、職業を選択できる。農民は小作人となり、隷従性はすべて金で購入することになった。領主の生産物を強制的に買わされたり、一方、農民の生産物を安く買い入れたりすることは、そして領主による酒の独占的販売などは、禁止され、あるいは新協定によって決められた。最も重要な賦役問題について言えば、賦役は金で購入された。農民は粗収入の70%を保有し、残りの30%が国家の租税として納付されればよかった。もっともこの土地税制は、Dominikalgründe (貴族の領地)ではなく、Rustikalgründe (君主の、したがって帝国の直轄領地)だけに適用され、またガリチエン、ハンガリー、部分的にはメーレンやベーメンでは、その他の帝国領に比べて、より恩恵に預かった。

ヨーゼフ2世の農民解放政策は、フランス革命(1789)以前のヨーロッパで最も急進的なものであった。⁽²⁰⁾

ヨーゼフ2世は、農民解放以外に、その他のドラスティックな改革を行なった。1781年に寛容令 Toleranzpatent を出し、国民の信仰の自由を認め(ハプスブルグはカトリック国であったので、プロテスタントイズム、ユダヤ教を認める)、さらにローマ教会の支配を排し、教会領を没収し、修道院を解散し、その領地の国家化 verstaatlichen を実行した。

これら一連の政策の基本線は、絶対主義・中央集権の貫徹、すなわち、農民解放による貴族の経

注(19) 同上書、第八章。

(20) Nachum T. Gross, *The Industrial Revolution in the Habsburg Monarchy, 1750-1914*, in: *The Fontana Economic History of Europe. The Emergence of Industrial Societies. Part One*, Ed. C. M. Cipolla, London 1973

済力の弱体化、教会権力の減殺、であり、マリア・テレジアとヨーゼフ2世は、領主・教会・諸州の上に帝国の宗主権を打ち樹てようとしたのであった。農業生産の育成と宗教的寛容は、啓蒙的性質の現われであるが、これは帝国の強化と結びついていた。皇帝の、皇帝による、人民のための統治が、ヨーゼフ2世の政治の特徴であった。

ところが、農民解放令は、貴族の強固な抵抗にあい、その実現は極めて困難であった。その上、フランス革命が勃発すると、それに対する、オーストリア支配階級の恐怖、1790年のヨーゼフ2世の死とによって、次代のレオポルト1世の治世に、この急進政策は大部分撤回された。またナポレオン戦争の勃発によって、この実現の条件と機会は失われたのである。すなわち、フランス革命とナポレオンに対し、正統主義が勝利し、啓蒙的改良的政策は抑圧され、再び啓蒙絶対主義の復活の余地がなくなった。そして農民解放は、1848年のオーストリア・三月革命まで待たなければならなかった。その時、民衆は、「人民皇帝」ヨーゼフ2世のこの勅令を想起するのであった。

5 関税改革

帝国の国内的・経済的統一にとって最も重要な手段は、関税改革であった。

帝国の経済は、歴史的・地理的条件に規制され、まず各州が独自な経済的特質をもち、帝国内的に見ると、分散的で未発達であった。帝国の3分の2以上は山岳か丘陵であり、中心的水路であるドナウ川は、運輸にとって危険であった。オーストリアもハンガリーも海を持たなかった。アドリア海へ達するルートは、1854年(マリア・テレジア即位の100年以上あと)にトリエストへの鉄道ができ、やっと開けたのであった。メーレンはドナウ川とウィーン地方とに開かれていたが、他の諸州は異なっていた。ガリチエンとブコーヴィナは、1772~75年に帝国に併合されたが、山脈にさえぎられていた。ベーメンの経済活動はドイツに向いていたし、その水路モルダウ川とエルベ川は北海に通じていた。西方のフォアールベルグは、もともとスイスやシュヴァーベン繊維業地域の一部であった。北イタリアのハプスブルグ領土は、政治的条件次第によって常に変動しており、オーストリアの有機的構成部分とはいえなかった。そして各地方にそれぞれ関税が設けられていた。

この状況の中で、共通関税の設立の意味はきわめて大きかった。まず帝国の西半分であるオーストリアの国内関税が1775年に、ほぼ全体として、廃止された。その布告は、「オーストリア内継承諸国の関税規則と料率」(Maut-oder Zollordnung und Tariffe für die innerösterreichischen Erbländer)で、コペンツル Graf Johann Cobenzl の提案による新規則であった。そこにふくまれる根本思想は、統一化と、輸入禁止の廃止に代る高率関税であった。帝国の東半分をなすハンガリーの国内関税は、少し遅れ1784年に廃止された。双方の間の関税線は残った。ガリチエンは1783年に、ブコウヴィナは1796年に、オーストリアの統一関税領域に加わった。もっとも、チロルとフォアールベ

ルクは1825年まで、イストリエンとダルマチエンは1880年まで加入しなかった。またトリエスト、フィウメ、プロディは自由都市として留まった。これらの例外があるにせよ、帝国は全体として共通関税領域で囲まれたのである。

ただし、見落してはならない点は、先に述べたオーストリアとハンガリーとの間の関税線は依然残されたままであったことである。これは三月革命を経て、やっと1851年に廃止されるのである。かくて、ハプスブルグ帝国は、西半分と東半分とが二つの別個の関税領域を持って統一されていたことになる。これは、帝国内経済発展にとって画期的な制度であった。

ところでこの共通関税領域は、「禁止」体制であった。この制度は、輸入割当制をなしており、幾つかの品目は割当がゼロか、完全に輸入禁止であった。許可品目には高率関税をかけられ、事実上輸入禁止される程の高さであった。多くの輸出品も禁止され、あるいは高率関税がかけられた。ただし、マニュファクチャー製品は奨励され、また、一次産品（たとえば、ガリチエンの穀物）で、余剰なために供給する方が有利だと思われた品目の幾つかは奨励された。この貿易政策は、他の重商主義政策、たとえば、移出民の禁止、人口増大、移入民＝技術的労働力の奨励、の政策と補完し合った。

オーストリア重商主義は、一種の経済的自給自足経済、国内経済保護、あるいは、内向的経済発展政策であったということができるのである。

ハプスブルグ帝国がかかる商業政策＝共通関税政策を採用したのは、帝国内の経済構造（地帯構造）によっていた。帝国の各州は、自然的・経済的構造が異質であった。それらを利用し、各地域が補い合いつつ専門化すること、あるいは、分業化するというのがこの政策であった。東部諸州（ハンガリー、等）は低コストの食料と原資料を、西方（オーストリア、等）工業地帯に供給し、その見返りに、マニュファクチャーや職人組合の生産物の主要市場となるように定められた。最も豊饒な土地はハンガリー王国とガリチエンにあって、その非農業部門は後退しているかあるいは極端に小さかった。商業と職人層は、ベーン・メーレン、とアルプス諸州（オーストリア）で進んでいた。これらはひとえに諸地方の歴史的条件と自然条件の相違によって運命づけられていた。これらの地方が共通関税の下へ単に結びつけられても、その構造的差異をなくしたり平均化・平準化することはありえず、市場メカニズムによって永久化されるばかりであった。帝国政府は、この構造、すなわち東方諸州の相対的後進性を、改善しようという政治的関心はなく、意識的にこれら諸州の発展政策をとることはなかった。そこで、工業発展・奨励政策は西方諸州に集中された。上等織物の生産、高級な鉄・銅品、その他の工業製品は、西部で一層発展した。ハンガリーとガリチエンでは、食料品（とくに穀物と生活品）、原毛、鉄、荒リンネルの生産が成長し、双方の間で補完し合った。

ハプスブルグの関税政策は、帝国の統一・合体化をねらい、またヨーロッパにおける経済的孤立化をもたらした。この封鎖的政策は、19世紀中葉の三月革命まで、基本的に存続した。

6 貿易政策

「貿易差額の黒字」という句は、重商主義の呪文である。マリア・テレジアの時代に貿易差額の黒字が追求されたかどうかという点は、微妙な論議の相違がある。オーストリア重商主義の関心は貿易差額には余りなかった⁽²¹⁾、とグロス⁽²¹⁾は言う。オトルーバの説は、マリア・テレジアの経済政策が、活発な輸出と、関税制限でできる限り輸入を圧殺することであった⁽²²⁾、としている。おそらく実際は、貿易政策の黒字を目指さなかったわけではなく、経済的条件によってそれが実現されなかったというのが、本当のところであろう。

ハプスブルグ帝国はまだ工業的には余り発展していなかったもので、その外国貿易の脈路を未発展諸国に求めた。第1の市場は、レヴァント地方(トルコ、ギリシャ、エジプト)であり、これはレヴァント貿易として知られる。次に、イタリアとスペインであった。

レヴァント貿易では、トルコとの交易を見れば、ハプスブルグ帝国は、銅・鉄製品、ガラス、木材、布、亜麻布を輸出し、トルコから、石油、南方果実、綿花を輸入した⁽²³⁾。レヴァント貿易で有利な業務の一つは、マリア・テレジア金貨(Taler)の売りであって、これは最良の支払手段だったので、打歩が10%も生じ、ターレル取引といわれた。18世紀半ば以降、オーストリアの繊維品は、オリエント、とくにエジプトに輸出された。逆に、繊維工業が発展すると、染料(Indigo)の輸入を招いた。家畜・穀物は輸出されたが、果実はイタリア、ギリシャから輸入された。精糖は西ヨーロッパから輸入され、ハプスブルグ帝国は、東方と西方との貿易の橋渡しとなった。

第2のイタリア・スペインなどの貿易については、帝国はすでにイタリア北部に帝国領を持っており、そのため貿易が容易であった。輸出品目は、亜麻布、ガラス、磁器であった。スペインは、かつてスペイン系ハプスブルグ家の支配下にあった、という伝統があった。そしてスペイン向け輸出は、鉄・銅製品であり、それ以外に主にポーランドとロシアに向けて鉄器を輸出していた。

ハプスブルグ帝国は、海外貿易・植民活動に取組まなかったわけではない。はじめの会社は、1667年設立の「オリエント会社」で、これはトルコと貿易し、コンスタンチノーブルに工場を建てた。しかしトルコ戦争で断絶した。次の試みは、1719年「皇帝特許オリエント会社」であった。これはしかし、ギリシャ商人とヴェニスとの競争によって負けた。1722年カール6世は、「オステンD商業会社」(ベルギー)を設立させ、東・西インド、中国、アフリカ沿岸での貿易に特権を与えた。この会社は好調に業績を挙げたが、後、イギリスとオランダに苦しめられた。1775年に W. Bolts

注(21) Ibid.

(22) Otruba, *op. cit.*, S. 123.

(23) Heinrich Benedikt, *Die Monarchie des Hauses Österreich*. Wien 1968. S. 69.

がトリエストと東インド、中国間貿易の特権をとり、翌年南アフリカ（デラゴア）に出帆し、茶、原絹、香辛料、染料材、磁器を持ち帰ったが、高く売りさばけず財政的に失敗した。⁽²⁴⁾その他、多くの海外貿易は、ほとんど失敗に終わったといつてよい。これらの理由は、外国との競争力で弱かったこと、帝国内で特産品購買力が低かったこと、そして商業路の不利、があげられる。

帝国の外国貿易上の欠点は、輸出の大部分がフランクフルトとハンブルグ経由によつたことであつた。マリア・テレジアは、商業路をトリエスト（当時の帝国の海港、現在のイタリアの海港、アドリア海岸）経由に変え、レヴァント地方やオステンド（ベルギーの海港）への航路を發展させるのに賛成であつた。また、オーストリアのネーデルラント（現在のベルギー）は帝国の最も産業的に豊かな州なので、これを外国貿易網に編入し、同州のオステンドを海岸貿易の支店として確立したかつた。トリエストはすでに都市としての特権を1745年に取得しており、貿易港として急速な發展をみせていた。1771年マリア・テレジアは貿易路をハンブルグやフランクフルト経由でなくトリエスト経由に変えろと決めた。ただし、ハンブルグ経由の貿易をしていたベーメンのガラス器商人の抵抗にあつて、この計画は徐々にしか進まなかつた。

1762年に作つたニーダー・エステライヒ商業會議所の統計によると、帝国の輸出・入は次の通りであつた。

輸 入	輸 出	貿易収支(赤字)	単位：グルデン ⁽²⁵⁾
682,189	215,126	467,063	

結 語 ハプスブルグ帝国における重商主義 あるいはカメラリスムの総括

ハプスブルグ帝国の重商主義政策は、軍事的・国家財政的にも、また経済地理的・歴史的（＝地帯構造的）にも、帝国の維持・發展にとって必要不可欠であつた。それに、ヨーロッパ史的な観点からすれば、18世紀末から産業革命をおし進めたイギリスをはじめとする西欧先進国に伍してゆくには、ハプスブルグ絶対主義は、啓蒙的政策をとらざるを得なかつた。その産業奨励、あるいはマニファクチャー制度は、フランスやプロイセンに比較して、時期的にはおくれていない。ただ、その後の進行が制約されたのである。ヨーゼフ2世の先進的政策のいくつかは、その後の反動期に撤回され、ハプスブルグ経済は西欧に比し著しく低滞せざるをえなかつた。技術的に遅れて出発した産業化は、生産力において、西欧に較べてきわ立って立ち遅れるのであつた。重商主義の制度・政策は三月革命まで基本的に貫徹した。

注(24) Tremel, *op. cit.*

(25) Otruba, *op. cit.*, S. 120-121.

ハプスブルグ重商主義の諸特質を概括しよう。

1：帝国における資本主義の成立は、ブルジョアジーによるよりも、貴族(大土地所有者)を主体にしたことによる、すなわち封建勢力の「資本家」化によってまず行なわれた。いわゆるプロイセン⁽²⁶⁾型の資本主義であった。

ブルジョアジーの成長が遅れ、かつ弱く、逆に、中欧では封建制が強く残存していた。オーストリア・ブルジョアジーの性格はこの時点からすでにその特性が刻印されている。

2：国内統一市場・国民国家の成立の点については、きわめて未発達であった。フランスに較べても、国民国家の形成ではたちおくれていた。⁽²⁷⁾啓蒙絶対主義の果敢な中央集権化にも限界があって、統一国家の形成はできなかった。多民族国家ハプスブルグ帝国は、諸州があたかもモザイクのように集合していたのである。国内市場の統一は、関税改革によって大きな一歩を踏み出した。しかし、そうはいうものの、帝国内で特殊の型がつけられるに至った。⁽²⁸⁾チス・ライタニエンといわれる西方(あるいは西・北部)諸州、すなわちオーストリア、メーレン、ベーメンの、経済的・文化的主権を確立し、保持すべく、経済政策がおし進められた。ベーメン、メーレン、ウィーン盆地から、シュタイエルマルク、ケルンテンへと続く地帯(ベルト)に、帝国の工業が歴史的に集中したし、また集中させる政策がとられた。一方、帝国の東半分(あるいは東・南部)であるトランス・ライタニエンは、経済的後進性にゆだねられた。西欧諸国に較べ帝国全体として経済的に後進的であるのに加えて、帝国の内部自体に、先進地帯と、それより後進的な地帯が区分されるのである。ハプスブルグ帝国経済史において、チス・ライタニエンとトランス・ライタニエンとの区別は、「きわめて重要」⁽²⁹⁾である。

3：外国貿易

帝国の外国貿易は十分発展しなかった。先進諸国との競争のために、確立した関税政策は、保護主義を通り越し、封鎖経済体制、あるいは「禁止」体制であって、イギリスやフランスの本来の重商主義政策とは性質を異にしている。ただし、帝国よりおくれた地方との海外貿易は進めていたし、主にマニュファクチャー製品の輸出には力を入れていた。⁽³⁰⁾帝国は、西欧諸国(イギリス、オランダ等)のような広大な海外植民地を領有していなかった。その点でドイツに似ている。ところが帝国は、帝国内にある意味で「半」植民地をかかえこんでいた。すなわち帝国の東半分トランス・ライタニエンであった。これらが、ハプスブルグ帝国の、外国貿易に対する重商主義的・保護主義的政策の

注(26) レーニン『1905-1907年の第1次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』第1章の5。

(27) Oscar Jászi, *The Dissolution of the Habsburg Monarchy*. The University of Chicago Press, Chicago and London 1971, p. 31.

(28) Cisleithanien (=Zisleithanien). オーストリアとハンガリーとの間に Leitha 河が流れ、こちら (Cis-) 側すなわちオーストリア側とむこう (Trans-) 側とを区別した。

(29) Hon. Prof. Dr. Eduard März (ウィーン大学) の講義より。

(30) 外国貿易を前提としている点で、幕末の日本のマニュファクチャーとは異質である。

極端な形態である。

以上挙げた、オーストリア重商主義の諸特質は、それぞれが相互に関連し、作用し合っていたのであって、これが重商主義の中欧的・東欧的形態たるカメラリズムであった。

〔展 望〕

ヨーゼフ 2 世の経済政策の座折とそれに伴う資本主義の低発達は、三月革命とネオ・アプゾルティスムス（新絶対主義）の成立により、新たな局面を迎える。その間に、旧来の貴族層に代って、ブルジョアジーがマニュファクチャー主として成長し、機械が導入されつつあり、決定的には農民解放（1848年）が行なわれ、産業革命の進行する前提が準備されていた。ここにヨーゼフ 2 世の政策と思想（Josephinismus）が再登場するのであった。ところでその際、ハプスブルグ経済は低い水準から出発せざるをえなかった。

帝国内の各州分業および 2 大経済地帯という構造は、ハンガリー政府が 1880 年以来採用した工業化政策によって挑戦されるまで、基本的に続いた。この分業構造が成り立つかぎりには帝国は存立しうるが、ひとたびこの協力関係が矛盾し、とくに第 1 次世界戦争によって破たんする時、それは、ハプスブルグ帝国の崩壊の日であった。

（小樽商科大学助教授）